

平成31年 可茂消防事務組合春季火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、管内住民に火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成30年度全国統一防火標語）

『忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認』

3 実施期間

平成31年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

5 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の推進
 - キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上

- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器をはじめとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- コ 飲食店における防火安全対策の徹底
- サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
- シ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
- エ 照明器具の取扱いに係る指導

(7) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

6 管内における重点実施項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 平成29年（1月から12月）の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は、全国で889人（可茂消防管内は0人）となっており、このうち65歳以上高齢者は646人で、72.7%を占めている。

住宅防火対策上極めて重要な住宅用火災警報器は、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月までに義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れている。

住宅火災による死者の低減という、本来の目的を踏まえ、住宅用火災警報器の設置の徹底を図るとともに、既に設置をされている住宅においては、

適切な維持管理及び設置からおおむね10年を経過したものについては交換の推進を図る。

(消防庁予防課ホームページ<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>を参照)

イ 自治会・各種団体の会合等に積極的に参加し、住宅用火災警報器の未設置世帯に対し設置を促すとともに、不適正販売に係る被害防止について、啓発を図る。

ウ 各種訓練・講習会等において、住宅用火災警報器の普及啓発を図る。

(2) 高齢者等の災害時要配慮者の把握と、その安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らし高齢者宅の住宅防火診断を実施し、火気使用器具からの出火防止及び避難対策の推進を行い死傷事故の防止に努めるとともに、出火防止対策として住宅用火災警報器の設置、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の普及を積極的に推進する。

(3) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用し、火災予防を積極的に呼び掛ける。また、水利の確認、木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域を中心とした巡回広報を行い、火災に対する警戒を強化する。特に木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域においては、立入検査等の機会を捉え、火気使用設備等の適正な取扱いの徹底を図る。また、たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行、屋内外における安全な火気取扱い及び工事等における火気管理の徹底を図る。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の推進

物品販売店舗、ホテル等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物及び病院、社会福祉施設等、自力避難が困難な者が多数入所している特定防火対象物に対し、初期消火、通報及び避難誘導訓練の実施指導を行うとともに、消防用設備等の点検整備の重要性を認識させ、適正な維持管理の徹底を図る。

(5) 地域における自主防火安全体制の充実

ア 建物の周囲に紙類等の可燃物を放置しないことなどを注意喚起し、地域の火災予防体制の充実を図り、住民一人ひとりの自覚と隣近所相互の協力等、地域ぐるみで放火防止対策を図る。

イ 自主防災組織の整備及び充実を図るとともに、女性（婦人）防火クラブ及び自治会等と協力し、初期消火訓練、情報伝達訓練等の実施を呼びかけ協力体制の確立と出火防止を図る。

ウ 各市町村自治会長及び物品販売店舗関係者等に火災予防について文書で依頼する。

エ 在日外国人に対する火災予防広報及び防火講座等を積極的に実施する。

(6) 震災時における出火防止対策等の推進

各種訓練やイベント等の機会を捉え、火気使用設備、火気使用器具及び電気器具の特性や過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動を推進し、火災発生抑制対策を推進する。

(7) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

各種訓練やイベント等の機会を捉え、電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を推進する。

(8) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、事前に主催者に火災予防上の指導を徹底する。

(9) 消火器の適切な維持管理

ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認。

イ 老朽化消火器の適切な回収等の周知徹底

① 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認し、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないよう注意喚起する。

② 不用になった消火器は、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼することを周知させるとともに、腐食の進んだ消火器は、容器破裂の危険が特に大きいため、速やかに回収業者に廃棄処理を依頼するよう注意喚起する。

回収、リサイクルについては平成22年1月1日より運用開始となった、廃消火器リサイクルシステムに基づき処理をすることを周知させる。(廃消火器リサイクルシステムについては、消火器リサイクル推進センターのホームページ<http://www.ferpc.jp/>を参照)

(10) 車両に対する立入検査の実施

通園、通学バス及び定期バス等の立入検査を実施し、非常出口の管理や消火器取扱いの習熟を図るとともに、車両からの出火防止の徹底を図るよう指導する。

7 その他の実施項目

(1) 関係各機関への協力依頼

管内官公署及び報道機関に対して、本運動の推進を図るため、実施要綱を配布し協力を依頼する。

(2) 広報活動の実施

ア 広報可茂消防の配布、防火ポスターの掲示及び懸垂幕等の掲出をする。

イ 管内市町村防災行政無線、コミュニティーラジオ放送及び広報車等で、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、別紙1「住宅防火いのちを守る7つのポイント」等を地域住民に呼びかけ出火防止に努める。

ウ 管内の事業所等に防火ポスターを配布し、火災予防を呼びかける。

(3) 防災関連行事等への参加

事業所や学校等に対し、消火訓練、避難訓練及び防火映画等の開催を積極的に呼び掛け、職員を派遣させるとともに、講評等において放火予防及び火遊び防止等の指導を実施し、防火防災意識の高揚を図る。

(4) サイレンの吹鳴

期間中午前9時と午後9時に、管内市町村防災行政無線を利用しサイレン吹鳴による注意喚起を行う。

ただし、サイレンの吹鳴については各市町村の実情による。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

————— 3つの習慣・4つの対策 —————

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、
住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、
防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、
住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、
隣近所の協力体制をつくる。